

令和3年度神奈川県看護師等修学資金貸付金のご案内

○神奈川県看護師等修学資金制度について

神奈川県では、県内にて看護職（保健師・助産師・看護師）の業務に従事する有能な人材を育成するため、養成施設（看護専門学校や大学の看護学部等）に在学し、卒業後は「神奈川県内で看護職として従事する」意思がある学生に選考のうえ、修学資金をお貸しする制度を条例により設けています。

この制度は貸付のため、卒業後には全額返還していただきます。ただし、条件に合致する場合は返還免除を受けることが可能です。

○応募要件

1. 令和3年4月1日以降、看護師養成施設2年課程に在籍している者（※1）
2. 成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康である者
3. 養成施設を卒業した後、県内において看護職の業務に従事する意思を有する者
4. 次のいずれかを満たす者

- (1) 住民税非課税世帯又は均等割のみの世帯の学生（※2）
- (2) 世帯年収が一定の基準（※3）を満たし、次のいずれかを満たす者
 - ① 進学のために退職又は休職した学生
 - ② 進学前より収入が減少した学生（※4）

（※1）看護師養成施設2年間または定時制3年間に在籍している者

昨年度までは、県内の養成施設、又は通信制の学生のみが対象でしたが、令和3年度は2年課程であれば、県外の養成施設に通う学生も対象となります。

（※2）世帯全員が上記に該当している場合とします。なお同居していない者についても、生計を一にしている場合は同一世帯と見なしますので、その者も含めて全員とします。「生計を一にする」とは、勤務、修学、療養費等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合とします。

（※3）一定の基準とは令和2年度の世帯全員の所得について以下の算定式により計算した額が30万4,200円（年収約910万円）未満であることとします。

【算定式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

ただし政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に4分の3を乗じて計算します。

なお同居していない者についても、生計を一にしている場合は同一世帯と見なします。

（※4）収入が減少とは次のいずれかを満たす者としてします。

- ① 令和3年4月又は5月の収入が、前年同月の収入より20%以上減少した者。
- ② 令和3年4月又は5月の収入が、令和3年1月～3月のいずれかの収入より20%以上減少した者。

○貸付額

月額	40,000 円	※最大2年間 960,000 円まで(定時制の場合は最大3年間 1,440,000 円まで)
初回加算金	100,000 円	※入学初年度の学生で希望者のみに貸与します。また初回加算金のみの貸与はできません。

○返還免除となる条件

返還免除となるには、次の全ての条件を満たす必要があります。ひとつでも満たさない条件がある場合は免除とならず、返還となります。条件を満たした場合に限り、返還免除の申請をすることができます。

1. 卒業後、神奈川県内の返還免除対象施設において、必要な従事期間を継続して従事すること。

返還免除対象施設(神奈川県内に限る。)の例 ※	必要な従事期間
<ul style="list-style-type: none">・医療法第1条の5第1項に規定する 200 床以上の病院・保健福祉事務所や市が設置する保健所・母子保護法第 22 条に規定する母子健康センター・健康保険法第 88 条第1項の規定に基づき指定された訪問看護事業を行う事務所	5年間
<ul style="list-style-type: none">・医療法第7条第1項の規定に基づき許可を受けた 200 床未満の病院・医療法第7条第1項の規定に基づき許可を受けた病床数の 80%以上が精神病床の病院・児童福祉法第 42 条第2号に掲げる医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児を入所させるものに限る。)	3年間

※教育・研究職や有料老人ホームは対象外

- ・上記以外の返還免除対象施設について神奈川県看護師等修学資金貸付条例及び同施行規則をご確認ください。(神奈川県ホームページに条例、条例施行規則など掲載しております。)
- ・退職等で必要な従事期間が1月でも不足したり、転職等で途中で1月以上の未就業期間が生じたりした場合は、その時点で返還となります。ただし、貸付を受けた期間以上勤務をした場合は、勤務期間に応じて一部返還免除の申請をすることができます。

2. 返還免除対象施設に、卒業した月の翌月から(3月卒業の場合は4月から)、常勤職員として引き続き(継続して)従事すること。

(注意事項)

- ・転職や休職等で途中で1月以上の未就業期間が生じた場合は、その時点で返還となります。
- ・やむを得ない事情により未就業期間が生じる場合は、事前にご相談ください。

3. 返還免除対象施設では、修学資金の貸付を受けて、在籍した過程で取得した看護職資格で従事すること。

○申請方法

次の書類を揃え、受付期間内に、県(「問合せ先」参照)まで送付してください。なお、書類に不備があった場合は申請を受け付けないことがありますので、ご了承ください。

1. 貸付申請書(第1号様式)
県から配布した様式に、必要事項を記入してください。
※連帯保証人、申請者はそれぞれ本人が記入してください。
※連帯保証人の印鑑は実印(印鑑登録証明書と同じ印鑑)を使用してください。
2. 推薦状(第2号様式)
在学する養成施設へ県から配布した様式に記入・施設長印の押印を依頼してください。
3. 連帯保証人の印鑑証明書
※提出日前3か月以内に発行のものとし、コピーは無効です。
4. 連帯保証人の住民票の写し
※連帯保証人の個人番号を除くすべての情報(「本籍」「世帯主の氏名及び続柄」が必ず記載されるように請求時はチェックを入れてください)が記載されているものが必要です。記載に漏れがあった場合は、受け付けられない場合があります。
※提出前3か月以内に発行のものとし、写しのコピーは無効です。
5. 申請者を含む世帯全員の市町村民税課税(非課税)証明書 ※応募要件4の(1)に該当する場合
(住民税の均等割及び所得割額が確認できる書類)
※16歳未満の者については不要です。
※同居はしていなくても、仕送りなどで生計を一にする場合は同一世帯と見なしますので、同居していない者についても提出が必要です。
※提出日前3か月以内に発行のものとし、コピーは無効です。
6. 市町村民税課税証明書等、申請者を含む世帯全員の市町村民税の課税標準額及び調整控除の額を証明できる書類 ※応募要件の4の(2)に該当する場合
※市町村役場が発行する補足様式が必要な場合があります。
※提出日前3か月以内に発行のものとし、コピーは無効です。
7. 申請者を含む世帯全員の住民票の写し
※個人番号を除くすべての情報(「本籍」「世帯主の氏名及び続柄」が必ず記載されるように請求時はチェックを入れてください)が記載されているものが必要です。記載に漏れがあった場合は、受け付けられない場合があります。
※同居はしていなくても、仕送りなどで生計を一にする場合は同一世帯と見なしますので、同居していない者についても提出が必要です。
※提出日前3か月以内に発行のものとし、写しのコピーは無効です。
8. 退職証明書等、退職又は休職を証明できる書類 ※応募要件4の(2)、①に該当する場合
9. 給与明細等、収入の減少を証明できる書類 ※応募要件4の(2)、②に該当する場合

○募集日程

応募締切	令和3年7月2日(金)
貸付決定	令和3年7月中旬頃

○注意

- ・本制度は貸付金です。返還免除条件を満たさない場合や、免除の可能性があっても免除の確認ができる書類を提出できない場合は、全額返還となります。
- ・本貸付は、条件を満たしていても希望者全員にお貸しすることができない状況になっていますので、予めご了承ください。
- ・国の高等教育の修学支援新制度(授業料等の減免及び給付型奨学金)との併用は原則不可となります。申請時点で国の新制度を受けている方、又は受ける予定の方は貸付できませんので、予めご了承ください。貸付後、併用が発覚した場合は全額返還となります。
- ・神奈川県が行っている他の奨学金や給付金等との併用は不可となりますので、予めご了承ください。
- ・本貸付を受けるためには、連帯保証人が2名必要です。
連帯保証人は独立した生計を営み、収入のある成人の方を指定してください(無収入の方は連帯保証人にはなれません)。
希望者が未成年の場合、1名は親権者又はこれに類する者とし、もう1名は親権者以外の成人にお願いしてください(2名とも親権者にはできません)。
- ・中退、停学処分が生じた場合は貸付廃止となり、全額返還となります。
- ・休学や留年の期間中は貸付休止となりますが、学業成績の不良により留年した場合(卒業延期も含む)は、貸付廃止となり全額返還となります。
- ・卒業後の返還免除に必要な従事期間中に出産や療養等で休職する場合は、事前手続きを行うことで一時猶予を申請できます(免除に必要な従事期間の終了する時期は延期されます)。

問合せ先

神奈川県 健康医療局 保健医療部 医療課
人材確保グループ 看護師修学資金担当
電話 045-210-4759(直通)